

という問題は、要するに可能な範囲において今日ゆとりをつけるという問題であり、これはどうしてか、生計的に困難な学生とか労働者とかあるいは俸給生活者というような方面の便宜を主とすべきであつて、いわゆる規整法の中にあつておる軽微食、喫茶というようなものの中には、いろいろの種類のものが包含せられておる。すが、例をあげて言えば、キャバレーとかカフェーというところ、に多量の業務用の配給をするということ。は、この法案の趣旨でないということ。を明確にいたしておかなければならぬのであります。もちろんこれは、今日やみで扱われておるところを漸次合法的な方向に持つて行くというところに、何ら根本的な異議を申すのではありません。従つてその運用においては、そういう俸給生活者、学生、労働者というやうな方面の厚生の食堂であるとか、あるいは今日のめん類の配給店であるとか、あるいは外食食堂であるとか、そういうものにまず優先的にこの業務用の中から配給をするということ。を、今日政府の考えを明確にしておきたいと思ふのであります。これについてこの際政府側の発言を求めておきたいと思ふ。

もう一つの点は食糧政策全般に関する問題でありまして、この法律は要するに消費者、配給面に対する修正の問題であります。食糧政策は生産から配給まで一貫をいたしておられます。従つて考えようによつては、私はこれは非常に大きな修正であると思ふ。が、こういうものを加えることについては、政府としてはむしろ全面的に生産者、農民に対する供出制度から、一貫をした国民が納得をし得る食糧政策の改正をいたしたいたなければならぬ。これは私が申し上げるまでもない。その点はこの法律の直接関係するところでありませぬから、今日は秋は希望を申し上げておくのであつて、この修正を政府が承諾をする以上は一面において農民に対する供出制度その他の全般的な食糧政策の全部が、均衡のとれた政策の転換といふものを当然すみやかにやるべきものであるということ。を了承の上で、この法案をわれわれは政府が了承をいたしたものと考へておるわけでありませぬ。さうな問題をこの委員会としての修正を出すにつきまして、今日までの委員間の話し合いを総合をいたしまして、私が便宜提案理由を説明いたしたわけでありませぬ。

○小野瀬委員 それではただいまより修正案及び原案を一括して討論に付します。討論は通告順にこれを許します。志田議員君。

○志田議員 私は自由党を代表いたしまして、本修正案に対して賛成の意見を申し上げます。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案に対して、本法実施以来今日までの実績を見ますならば、この際政府の改正案に対して修正を加え、これよりさらに飲食営業の違反行為を防止し、かつ一般国民の要望に適合するものたるしめるために、特に外食食堂において外食券のみならず、なおめん類の購入券によつても食事が得るようになしたと、またすでに自由販売になつております酒類が、従来外食券食堂や喫茶店等におきまして提供することを禁止されておりましたことをこの際緩和したと云ふことは、すべ

て主食の自由が許されない今日におきまして、飲食営業上許可される範囲内における、最も必要な処置であることは申すまでもございませぬ。従いまして本修正案に賛成するものであります。

なお本修正案の修正点を除きました内閣提出の改正案たる主要食糧の需給事情の好転によりましては、一部統制の緩和と本法のさらに一年間施行期限の延長されることも、主食食糧の統制の撤廃せらるる限り、当然の処置と考へますので、これまた賛成を表する次第でございます。

○小野瀬委員 次に米原利君。

○米原委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案並びに修正案にも遺憾ながら反対の意思を表明するものであります。

本法は元来自由党が公約いたしたた料飲店の再開という問題から発した法案であります。しかしながら実際に法律になりましたときには、非常に嚴重な取締りを行つたのであります。しかし取締り法ではありますけれども、かきまわつて粗雑といふか実施不可能な内容が多くあつて、実際上はその取締りはほとんど行われなかつたといふことになつておるのであります。本法を條文通りに実際に実施するならば、ほとんどすべての飲食業者が取締りにひつかかるのではなからうかと思はれるのであります。たとえば二、三の例をあげますと、違反件数に示されておるよう、に、農林省発表の二十五年一月末現在の統計を見ても、新潟の分は営業停止が百二十八件もあるが、この営業停止その他の処分が全然行われな

りに一貫した方針がない。そのために末端の取締り面においては、手心とか役得の問題等を温存させる結果となり、業者を明朗ならざる状態に置いておるのが実情だと思ふのであります。またこのたびの修正案にもつけられておるのであります。委託加工の問題にしましては、まづたゞ事実上は空文となつておるのであります。またこれはすでに前国会で修正されたものではありますけれども、副食券制度のごときも、全然一度も実行されなかつたまにこれが修正されるというやうな、まことに法律としての權威を失墜するやうな法律だといわなければならぬ。私は思ふのであります。こういう現状では全然実行されないで法律だけが存在している、このやうなあいまいな状態に放置しておくという行き方は、営業の自由を拡大して行く意思があれば、思い切つて廃止すべきものであり、この状態を続けることは、これ自身が政府の權威を失墜し、また與党である自由党の權威を失墜することになるのではないかとわれわれは考へるのであります。

さらに最近食糧問題について、輸入食糧の問題はわれわれの最も重大なる関心を拂つておるところであります。輸入食糧の永久的な問題、供出制度の根本的な改定の問題、目前に迫つております外国食糧の大量輸入に直面し、総司令部からもすでにその見解が発表されておるのであります。以前に述べた状態と非常に違つておると思ふのであります。この際政府は食糧問題の重大なる一環としてこの飲食営業の問題を考へ、一貫した方針を国民の前に提示すべきだと思ふのであります。か

を、いろいろ議論の最中でありまして、まだはつきり政府の態度としてきまつておられないように聞いておるのでございませうが、現在農民として、もう、また消費増税をしましても、こういつた食糧政策を対しまして、政府がはつきりした態度をとることを要望しておるのであります。従つてこれらの問題につきまして、政府はすみやかに内閣全体として一つのはつきりした態度をきめまして、この食糧政策に対する各方面の危惧を一掃する必要があると思ひます。もし伝えられるように、供出後の自由販賣を許すという方向に進むという意向が強いということでありますならば、この法案それ自体がすでに存在の理由をなくすると思ひますし、こういつた方面につきましても、十分ひとつ政府の方で対策を練られまして、至急国民に對しまして、明確なる食糧政策を示されんことをつけ加えて希望しておく次第であります。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○小野澤委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○坂本政府委員 ただいま本委員会におきまして修正議決せられたのでありますが、その修正の御趣旨は、先ほどの趣旨弁明によりまして十分承知をいたしましたのであります。もとよりわれわれといたしましては、今日の規整法の実施にあたりましては、種々なる困難な点もあるものであります、委員各位の御意思に沿ひまして、今後これらの運営をはかつて行きたいと存するのであります。ことに業務用の配給をいたします場合、御説の通り、つとめて公益的な食堂にこれを振向け行くように考へておるのであります。ただいま厚生食堂でありますとか、あるいは職域の食堂でありますとか、かようなところに重点を置いて行きたいと考えております。なお詳細な点につきましては、十分御趣意を体しまして善処いたしたいと考へておる次第であります。

○小野澤委員長 それでは本会議の採決がございますので、暫時休憩いたします。
午後二時五十八分休憩
午後四時二十五分開議

○小野澤委員長 休憩前に引續き会議を開きます。

これより本日委員会に付託されました内閣提出第一八五号、外資に関する法律案、内閣提出第一八六号、外資委員会設置法案の両法案を一括議題に供し、青木國務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。青木國務大臣。

外資に関する法律案
外資に関する法律

目次
第一章 総則(第一條―第九條)
第二章 外国資本の投下の届出又は認可(第十條―第十四條)
第三章 外国資本の投下に伴う送金(第十五條・第十六條)
第四章 外国資本の保護(第十七條)
第五章 外国投資家の投資及び事業活動の調整(第十八條・第十九條)
第六章 雑則第二十條―第二十五條
第七章 罰則第二十六條―第二十九條

附則 第一章 総則
(目的) 第一條 この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び国際收支の改善に寄與する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に對する外国資本の投下のための健全な基礎を作ることとを目的とする。
(外国資本の投下の原則) 第二條 わが国に對する外国資本の投下は、できる限り自由に認めら

れるべきものとし、この法律に基づく届出又は認可の制度は、その必要の減少に伴ひ逐次緩和又は廃止されるものとする。
(定義) 第三條 この法律又はこの法律に基づく命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従ふものとする。
一 「外国投資家」とは、左に掲げるものをいう。
イ 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項の非居住者(法人を除く)。
ロ 外国法に基いて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体。但し、外資委員会の指定するものを除く。
ハ イ又はロに掲げるものが直接又は間接に株式又は持分の全部を所有している法人その他の団体。
ニ イ又はロに掲げるものが實質的に支配している法人その他の団体。
ホ イからニまで掲げるものの外、外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)第二條第一項に掲げるもの。

二 「本邦」「外国」「本邦通貨」「外国通貨」「居住者」「対外支拂手段」及び「財産」とは、外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項の本邦、外国、本邦通貨、外国通貨、居住者、対外支拂手段及び財産をいう。

三 「技術援助契約」とは、工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定、工場経営に関する技術の指導その他外資委員会の指定するもの(以下「技術援助」という。)に関する契約で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るものをいう。
2 前項第一号ハ又はニの法人その他の団体に該当するかどうか明白でない場合は、外資委員会の定めるところによる。
(対外の貸借及び收支に関する勘定) 第四條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び收支に関する勘定を作成し、これを明確にしておかなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項に規定する勘定を定期的に内閣に報告しなければならない。
3 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の官署に對し、第一項に規定する勘定の作成に關し必要な資料の提出を求めることができる。
(負債超過又は支拂困難のおそれのある場合の措置) 第五條 大蔵大臣は、前條に規定する勘定に基いて、対外負債が対外資産を著しく超過し、新たな外国資本の投下に伴つて必要な外国への支拂(対外支拂手段)による支拂を含む、以下同じが困難となるおそれがあると認めるとき

○小野澤委員長 起立多数。よつて修正するに決しました。
次にただいま採決しました部分を除く原案について採決いたします。ただいま修正に決しました部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
○小野澤委員長 起立多数。よつて修

正部分を除く他の部分は内閣原案の通り可決いたしました。よつて本案はここに修正議決せられました。
なお本案に對する委員会報告書の作成その他については、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

○小野澤委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小野澤委員長 ただいま本委員会におきまして修正議決せられたのでありますが、その修正の御趣旨は、先ほどの趣旨弁明によりまして十分承知をいたしましたのであります。もとよりわれわれといたしましては、今日の規整法の実施にあたりましては、種々なる困難な点もあるものであります、委員各位の御意思に沿ひまして、今後これらの運営をはかつて行きたいと存するのであります。ことに業務用の配給をいたします場合、御説の通り、つとめて公益的な食堂にこれを振向け行くように考へておるのであります。ただいま厚生食堂でありますとか、あるいは職域の食堂でありますとか、かようなところに重点を置いて行きたいと考えております。なお詳細な点につきましては、十分御趣意を体しまして善処いたしたいと考へておる次第であります。

○小野澤委員長 それでは本会議の採決がございますので、暫時休憩いたします。
午後二時五十八分休憩
午後四時二十五分開議

は、内閣に対してその旨を報告しなければならない。

2 外資委員会又は主務大臣は、前項の報告があつた場合においては、内閣が当該報告に基いてその方針を決定するまでは、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支拂をする行為に対して、許可、認可、承認その他の処分をしてはならない。

3 外資委員会又は主務大臣は、内閣が第一項の報告に基いてその方針を決定した場合においては、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支拂をする行為に対して許可、認可、承認その他の処分をするときは、当該方針に従つてこれらの処分をしなければならない。

4 前二項の規定は、外資委員会又は主務大臣が法令に基いて既に行つた許可、認可、承認その他の処分によつて外国投資家が取得した権利を侵害するものと解してはならない。

(外国為替算に関する措置)

第六條 閣僚審議会は、第四條に規定する勘定を参しやくして、この法律に規定する契約により外国投資家に対して負担する負債に基いて外国へ向けた支拂をするのできる額を外国為替算に計上しなければならない。

(援助希望技術の公表)

第七條 外資委員会は、外資委員会規則で定めるところにより、外国投資家からの技術援助を希望する

技術の種類を公表しなければならない。

2 外資委員会は、前項の規定により公表した技術の種類を随時変更することができる。

(認可、許可又は勧告の基準)

第八條 外資委員会又は主務大臣がこの法律に規定する契約について認可又は許可をする場合の基準は、左の通りとし、その認可又は許可に当つては、国際收支の改善に有効に寄與するものを優先させなければならない。

一 直接又は間接に国際收支の改善に寄與すること。

二 直接又は間接に重要産業又は公益事業の発達に寄與すること。

三 重要産業又は公益事業に関する従来の技術援助契約の更新又は継続に必要であること。

2 外資委員会又は主務大臣は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律に規定する契約について認可又は許可をしてはならない。

一 契約の條項が公正でない場合又は法令に違反する場合

二 契約の締結又は更新が、詐欺強迫又は不当な圧迫によると認められる場合

三 日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合

四 社債、貸付金債権、株式又は持分の取得の対価として本邦通貨を用いる場合に、当該本邦通貨が、当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得たもの、本邦における正当な事業

活動により取得したものの他の適法に取得したものでない場合

合

3 前二項の規定は、この法律の規定に基いて外資委員会が許可、認可又は承認をすべき旨の勧告をする場合に準用する。

(送金條項の表示)

第九條 外国投資家が技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支拂によつて受領しようとするときは、技術援助契約又は社債の引受若しくは貸付に関する契約の中において、その旨が明らかにされなければならない。

2 外国投資家が配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支拂によつて受領しようとするときは、当該配当金、利子又は元本の償還金を生ずる株式、持分又は社債の取得について外資委員会の認可を申請する書面の中において、その旨が明らかにされなければならない。

第二章 外国資本の投下の届出

又は認可

(技術援助契約の認可)

第十條 外国投資家及びその相手方は、技術援助契約を締結し、又は更新(当該更新の結果、その対価の支拂の期間を通じて一年をこえるに至るものに限る。以下同じ。)しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。(株式又は持分の取得の認可又は届出)

第十一條 外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分を取得しようとするとき(次項の規定により届け出なければならない場合を除く。)は、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。

2 外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分左の各号の一に該当するものを取り得しようとする場合であつて、当該株式又は持分の配当金を外国へ向けた支拂により受領しようとなし、外資委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を外資委員会に届け出なければならない。

一 適法に所有する株式又は持分に対し新たに割り当てられた株式又は持分

二 他の外国投資家から譲り受ける株式又は持分

3 前項の規定は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

4 第一項及び第二項の規定は、連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)又は連合国財産の返還等に関する件(昭和二十一年勅令第二百九十四号)の規定に基き外国投資家が株式の回復又は持分の返還を受ける場合については適用しない。

第十二條 前條第一項の規定により外資委員会が株式又は持分の取得を認可するには、政令で定める場合を除いては、当該取得が左の各号の一に該当する場合でなければならない。

一 当該法人の財産の増加をもたらすものである場合

二 当該法人の財産の増加をもたらさないものである場合においては、当該取得が外国投資家の投資計画の一部であり、且つ、その取得の対価たる本邦通貨が当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得たものである場合

(社債の取得等の認可)

第十三條 外国投資家は、日本の法令により設立した法人の社債又は貸付金債権を取得しようとする場合において、当該取得が外資委員会の認可を要する他の事項ともに行われるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請があつた場合においては、外国為替及び外国貿易管理法の規定による大蔵大臣への許可の申請があつたものとみなす。

3 外資委員会は、前項の規定によりあつたものとみなされる申請に基き大蔵大臣の許可があつた後でなければ、第一項の認可をすることができない。

(條件の指定)

第十四條 外資委員会は、この法律の規定による認可をするに際し、必要な條件を附することができ

2 外国為替及び外国貿易管理法に規定する主務大臣が、この法律の

規定により外資委員会の認可を要する事項に伴う外国へ向けた支拂に關し附すべき條件を外資委員会に指示したときは、外資委員会は、これを前項に規定する條件の中に包含せなければならぬ。

第三章 外国資本の投下に伴う送金

(技術援助の対価等の送金)

第十五條 第九條の規定により技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたときは、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により当該外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、前條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

2 前項の規定は、政令で定める場合を除いては、対外支拂手段の交換によつて得た本邦通貨その他対外支拂手段と同等の価値のあるもののいづれかによる以外の外国資本の投下に基く配当金、利子又は元本の償還金の外国へ向けた支拂については適用しない。

(事業活動に伴う利潤の送金に關する勸告)

第十六條 居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支拂の許可に關する事項については、主務大臣は、あらかじめ外資委員会に付議しなければならぬ。この場合において、外資委員会は、この法律の規

定により認可を要する事項に伴う外国へ向けた支拂に比し公平な取扱がなされることを確保するため、必要な勸告をするものとする。

2 前項の規定は、事業の輕微なものその他外資委員会規則で定めるものについては適用しない。

3 主務大臣は、第一項に規定する許可をする場合には、外資委員会の勸告を尊重しなければならない。

第四章 外国資本の保護

(外国資本の保護)

第十七條 この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外国為替及び外国貿易管理法以外の法律で定める手續に基いて、外国投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を收用し、又は買収したときは、当該收用又は買収により外国投資家の受領すべき対価に相當する金額の外国へ向けた支拂を確保するため、当該対価の受領の日から一年を経過する日までの間、必要な資金が外国為替予算に計上されなければならない。

2 外国投資家が前項の規定により外国為替予算に計上された資金を使用する場合は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂を認められたものとする。

3 外国投資家が株式又は持分の所有により実質的に支配している法人の財産の全部又は一部について第一項に規定する收用又は買収がなされた場合における当該株式

又は持分に対しては、別に法律で定めるところにより、前二項に準じて取り扱うものとする。

第五章 外国投資家の投資及び事業活動の調整

(内閣への付議)

第十八條 国の行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項及び第二十四條の行政機関で公正取引委員会以外のものをいう。以下同じ)は、外国投資家の投資又は事業活動に關する重要事項につき内閣の決定を求めようとするときは、あらかじめ外資委員会の議に付さなければならない。

2 外資委員会は、前項の場合においては、当該事項についての意見を内閣に送附するものとする。

(外資委員会の勸告)

第十九條 国の行政機関は、外国投資家の投資又は事業活動に關し許可、認可、承認その他の行政処分をしようとするときは、あらかじめ外資委員会に付議して、その勸告を求めなければならない。但し、事業の輕微なものその他外資委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

2 国の行政機関は、前項の行政処分をする場合には、外資委員会の勸告を尊重しなければならない。

第六章 雜則

(不服の申立)

第二十條 この法律の規定による外資委員会の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて外資委員会に対して不服の申立をすることが出来る。

(聴聞)

第二十一條 外資委員会は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした書面に対して、相當な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害關係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第二十二條 外資委員会は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者及び利害關係人に送附しなければならない。

(手續規定)

第二十三條 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手續について必要なる事項は、政令で定める。

(報告)

第二十四條 外国投資家又はその相手方は、この法律の規定による届出をして、又は認可を受けて、契約を締結し、若しくは更新し、又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権を取得したときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会に報告しなければならない。

(公正取引委員会の権限等)

第二十五條 この法律の規定及びこの法律の規定に基く外資委員会の権限は、私的独占の禁止及び公正

取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)又は事業法(昭和二十三年法律第百九十一号)の規定及びこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限を變更するものと解してはならない。

第七章 罰則

第二十六條 左の各号の一に該當する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條の規定に違反した者

二 第十一條第一項の規定に違反した者

三 第十三條第一項の規定に違反した者

第二十七條 第十一條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する株式又は持分を取得した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八條 第二十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條 法人(第三條第一項第一号に規定する団体を含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務又は

財産に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 第三條に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において政令で定める。

2 第十條に規定する契約については、同條の規定による認可を受けるときは、当該契約に基く財産の取得については、外国人の財産取得に関する政令第三條第一項の規定を適用しない。

3 この法律の施行前に外国人の財産取得に関する政令の規定に基き外国人から株式又は持分の取得の申請があり、また外資委員会の認可又は不認可の処分のないものについては、当該申請に係る事項が第十一條第二項の規定による届出を要するものである場合には、同項の規定による届出が、その他の場合には、同條第一項の規定による認可の申請があつたものとみなす。

4 外国人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。
第三條第一項第一号中「株式若しくは持分又は」を削る。
第六條第二号中「又は連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）」

を削り、「返還又は回復の請求権」を「返還請求権」に改め、同條第五号を次のように改める。

五 削除

第十條第一項中「ジェー・アン・ド・ビー・コウツ・リミテッド」に対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）又は連合国財産である株式の回復に関する政令を「又はジェー・アン・ド・ビー・コウツ・リミテッド」に対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）に、「譲渡又は回復」を「又は譲渡」に改める。

5 前項の規定による改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定に違反する行為でこの法律の施行前にしたものに對する罰則の適用については、なお従前の例による。

外資委員会設置法案

外資委員会設置法

（この法律の目的）

第一條 この法律は、外資委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、經濟安定本部の外局として、外資委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條 外資委員会は、日本經濟の

自立とその健全な發展を図り、國際收支の均衡を維持するため、わが國に對する外國資本の適正な投下を促進することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一 わが國に對する外國資本の投下に関する重要案件で閣議において決定することを必要とするものについて、あらかじめ審議し、内閣に對し意見を述べること。

二 わが國に對する外國資本の投下に関する案件で關係各行政機關から付議されたものにつき、これを審議し必要な勧告を行うこと。

三 外國投資家の技術援助及び事業活動の審査に関すること。

四 外國投資家の株式その他の財産の取得の審査に関すること。

五 外國政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。

六 わが國に對する外國資本の投下の状況その他必要な事項を内閣に報告すること。

七 わが國に對する外國資本の投下に関する重要政策に関し、内閣總理大臣及び關係行政機關に意見を提出すること。

（権限）
第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為及び支拂をすること。

二 職員任免及び賞罰を行い、その他職員的人事を管理すること。

三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

五 委員会の公印を制定すること。

六 所掌事務に関し報告を徴すること。

七 外資に関する法律（昭和二十五年法律第 号）に基き、技術援助契約の締結若しくは更新又は外國投資家の株式等の取得に關し認可を與え、又は届出を受理すること。

八 外國人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）に基き、外國人の不動産その他の特定の財産の取得につき認可を與えること。

九 外國人の事業活動に関する政令（昭和二十五年政令第三号）に基き、外國人の特定の事業活動の開始につき許可を與えること。

十 外國政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三十一号）に基き、外國政府の不動産に関する権利の取得等につき承認を與えること。

十一 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き外資委員会に屬せしめられた権限
（組織並びに委員長及び委員）

第五條 委員会は、委員長及び委員六人以内をもつて組織する。

2 委員長は、經濟安定本部總務長官をもつて充てる。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。
一 大藏省を代表する者一人
二 通商産業省を代表する者一人
三 外國為替管理委員會を代表する者一人
四 學識経験がある者三人以内

4 前項第四号に掲げる委員は、經濟安定本部總裁が任命し、同項第一号から第三号までに掲げる委員は、それぞれ当該各号に掲げる行政機關の長の申出に基いて經濟安定本部總裁が任命する。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会は、その権限を行う場合において、その事項が委員の代表する各省各庁以外の行政機關の所管に係るときは、あらかじめ当該行政機關の意見を徴しなければならない。

（委員長）
第六條 委員長は、委員會の會務を總理し、委員會を代表する。

2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから委員長に事故がある場合に代理する者を定めておかなければならない。

（議事）
第七條 委員會の議事は、委員の過半数をもつて決定する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、議題となつた事項を所管する行政機關を代表する委員の反対があるときは、当該事項については、決定することができ

ない。

2 前項但書に該当する案件については、委員会は、内閣の指示に従わなければならない。

3 前二項に定めるものの外、委員会の議事の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

(外資委員会規則)

8 委員会、その所掌に屬する事務については、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外資委員会規則を制定することができる。

2 外資委員会規則は、官報をもつて告示する。

(事務局)

9 委員会事務局は、委員会の事務を処理する。

2 事務局の長は、事務局長とする。事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

3 事務局長その他事務局の職員は、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)に規定する定員の範囲内で置かれる者を除く外、關係各省各庁の職員のうちから、事務局に常時勤務すべきことを命ぜられた者をもつて充てらる。

(日本銀行による事務の取扱)

10 委員会、政令で定めるところにより、日本銀行に委員会の事務の一部を取り扱わせることができる。

2 前項の規定により日本銀行に事務の一部を取り扱わせる場合において、当該事務の取扱に要する経

費は、日本銀行の負担とする。

(事務局の職員)

11 事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

附則

1 この法律は、外資に關する法律の施行の日から施行する。

2 外国人の財産取得に關する政令の一部を次のように改正する。

第十一條から第十八條までを次のように改める。

第十一條から第十八條まで 削除

3 改正前の外国人の財産取得に關する政令に基く外資委員会並びにその機關及び職員は、この法律に基く外資委員会並びにその相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続する。

4 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「外国人の財産取得に關する政令(昭和二十四年政令第五十一号)」を「外資委員会設置法(昭和二十五年法律第号)」に改める。

○需本國務大臣 たいだいま議題となりました外資に關する法律の提案理由につきまして、大要を御説明いたします。

日本経済の自立とその健全な発展をはかり、かつ國際收支の均衡を維持するために、民間外資の導入がきわめて必要であることは、いまさら申すまでもありません。政府は昨年来、独占禁

止法の改正、連合国人の財産権の回復に關する諸政令の制定等、いわゆる外資導入の阻害原因の除去に努めて参りましたが、幸い日本経済も最近ようやく安定の段階に入り、諸種の統制も逐次撤廃せられ、外資導入の基礎が育成されつつあるものであります。しかしながら、外資導入の状況は、最近に至りましても、なお満足すべき成果を上げておらず、申せないのであります。

昨年三月、外資委員会設置以後の状況を見ましても、本格的な外資導入と目されるものはきわめて少いのであります。よつてこの際、まず外資導入を促進するために、外資導入とこれに伴う海外送金に對するわが國の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めることとした次第であります。

次に本法案のおもな内容を簡単に御説明いたします。

第一は、外國資本の投下に關する原則であります。さしあたり外資導入は、以下に申し上げますような一定の選択基準に從つて認めることとしたします。

第三に、外國投資家は、海外への投資を行つた場合、將來被投資國が強制收用等の措置に出、その投下資本の回收が不可能になりはしないかという点について、かなりの不安を抱いておられる向きがあることは事実であります。この不安を除去いたしたため、外國投資家がわが國において適法に所有する財産権が公權力によつて收用等とされた場合に、その補償金の海外送金を実質的に確保する措置を講ずることとしたのであります。

第四に、關係審議會は、以上述べましたところにより、確保すべき海外送

金の額を外國為替予算に計上すべきこと、及び負債超過の場合に、内閣は緊急の措置をとるべきことを定めましたが、その準備措置として、大蔵大臣が對外的貸借及び收支に關する勘定を作成しておくべきこととしたし、もつと送金確保の裏づけのために遺憾なきを期したのであります。

その他、本法におきましては、外資委員会が技術援助を希望する技術の種類を公表すべきこと、外資に對する行政処分に關して、外資委員会がその主管官公庁に對して意見を述べ、または所要の勧告を行ふべきこと、外資委員会の処分に對する不服申立ての手続、外國投資家の外資委員会に對する報告手続及び罰則等を定めております。

以上、外資に關する法律の提案理由につきまして概略を御説明いたしました。ここにすみやかな御審議と御賛成をお願いする次第であります。

次に、外資委員会設置法の提案理由につきまして大要を御説明いたします。

外資委員会は現在、経済安定本部の外局として、昨年三月ポツダム政令として施行されました外国人の財産取得に關する政令に基いて設置せられております。ところが別途御審議を願つております。外資に關する法律が施行されますならば、外資委員会の組織、職務権限等につきましても、法律によつてこれを的確にすることが必要と思われまふので、本法案を提出することとしたのであります。本法案によりまして、従来と異なつた規定が設けられました点は、次の諸点であります。

第一は、外資委員会の所掌事務及び

権限を明確にし、外資に関する法律に基く職務、権限を加えたのであります。

第二は、外資委員会の組織を簡素化かつ民主化したことであります。すなわち委員長は従前通り、經濟安定本部総務長官が充てられるのでありますが、委員は従来関係各省の事務次官及び公正取引委員会の委員合計七人であつたのを、大蔵、通商産業の両省、及び外国爲替管理委員会を代表する者各一人と、学識経験者三人以内、合計六人以内をもつて組織することいたしました。これは組織を簡素化するとともに、事務次官が職務の性質上、常に委員会に出席できないので、当該行政機関の他の職員を充て得ることとし、また外資導入に緊密な関係を有する外国爲替管理委員会の代表者一名を加え、かつ民間の意見を取り入れるため学識経験を加えることとし、もつて委員会の運営の一層強力かつ民主的な遂行を期したのであります。

以上外資委員会設置法の提案理由につきまして概略を御説明いたしました。ここにすみやかな御審議と御賛成を御願ひする次第であります。

○小野瀬委員長 それでは質疑は今回の委員会に譲りまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

〔参 照〕

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕